

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1月につき		
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）	287単位	287		
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助のみ行う場合	179単位	179		
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	220単位	220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(二) 所要時間45分以上の場合	163単位	163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）	3単位減算	-3	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助のみ行う場合	2単位減算	-2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合		2単位減算	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算	1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算	1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算	1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算		200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				200単位加算	200	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算		50単位加算	50	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 137/1000 加算	1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63/1000 加算	1月につき	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000 加算		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。